

(2)お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。詳細は普通保険約款の「損害の範囲」をご参照ください。

| 保険金の種類 | 内 容 |
|--------------|---|
| 修補費用・損害賠償保険金 | 瑕疵を修補するために必要な材料費、労務費、その他の直接修補に要する費用 ※修補が著しく困難な場合等は修補に代わり損害賠償金 |
| 争訟費用保険金 | 瑕疵担保責任に関する解決について、被保険者が支出した訴訟、裁判上の和解もしくは調停または仲裁もしくは示談に要した費用 |
| 求償権保全費用保険金 | 事故につき被保険者が第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合に、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うために要した費用 |
| 事故調査費用保険金 | 事故が発生したことにより修補が必要となる場合に、修補が必要な範囲、修補の方法または修補の金額を確定するために調査に要した費用 |
| 仮住まい費用保険金 | 大規模修繕工事を実施した住宅の修補期間中に転居を余儀なくされた住宅居住者から請求を受けた宿泊、住居賃借または転居に要した費用 |
| 駐車場賃借費用保険金 | 瑕疵を修補する際に、足場の設置により駐車場施設からの車の移動を余儀なくされた住宅居住者から請求を受けた駐車場賃借に要した費用 |

(3)保険金をお支払いしない主な場合

- ①次に掲げる事由により生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。)については、保険金をお支払いしません。
 - 保険契約者、被保険者(被保険者との間で締結された下請負契約の請負人、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの下請負人も含みます。)またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
 - 発注者の故意または重大な過失
 - 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻き、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然もしくは外来の事由
 - 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
 - 保険対象部分の虫食い・ねずみ食い、保険対象部分の性質による結露または瑕疵によらない保険対象住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
 - 保険対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
 - 被保険者がその材料または指図が不相当であることを指摘したにもかかわらず、発注者が採用させた設計・施工方法もしくは発注者から提供された資材等の瑕疵、または被保険者以外の者に発注者が行かせた施工の瑕疵等の被保険者以外の者の責めに帰すべき事由
 - 保険対象工事の保険期間開始後に行われた保険対象住宅の増築・改修・修補(保険事故による修補を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
 - 保険対象住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
 - 保険対象工事に伴い設置、更新または修繕された給排水管路、灯油管路、給排水設備、灯油設備、電気設備またはガス設備の機器、器具または設備自体の不具合。ただし、被保険者による保険対象工事の瑕疵に起因して発生した不具合はこの限りではありません。
 - 保険対象部分である灯油管路の瑕疵により、当該灯油管路が通常有すべき性能または機能を満たさないことによって発生した当該灯油管路以外の灯油管路または保険対象住宅の損壊
 - 保険対象部分である給排水設備、灯油設備、電気設備またはガス設備の製造者または販売者が被保険者に対して法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。)を負担すべき瑕疵
 - 保険対象部分である給排水設備、灯油設備、電気設備またはガス設備の瑕疵により、当該設備の機能が失われたことによって発生した当該設備以外の設備または保険対象住宅の損壊
- ②地震等(地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。)が直接的または間接的な原因となって、保険対象住宅に火災、損壊、埋没、流出等の被害が生じた場合は、この被害に係る損害(※)に対しては、保険金をお支払いしません。
※地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、保険対象住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。
- ③被保険者と発注者の間に、修補または損害賠償に関し弊社所定の標準保証書の規定を超える約定がある場合において、その約定によって定められた契約上の責任に対する損害については保険金をお支払いしません。
- ④上記の他にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款の「保険金を支払わない場合」をご参照ください。

4.付帯する特約条項およびその概要

この保険契約では、次の特約条項が付帯されることがあります。保険証券および保険付保証明書の「特約条項」欄をご確認ください。特約条項についての詳細は、取次店または弊社までお問い合わせください。

| 特約条項名 | 概 要 | 任意付帯 |
|---------------------------|--|------|
| 故意・重過失損害担保特約条項 | 発注者が宅地建物取引業者以外である場合の保険契約に自動的に付帯されます。 | — |
| 共同企業体(ジョイントベンチャー)に関する特約条項 | 共同企業体(ジョイントベンチャー)により実施された大規模修繕工事を対象とする保険契約に自動的に付帯されます。 | — |
| 防水工事に係る保険期間延長特約条項 | 保険対象部分のうち「勾配屋根」、「陸屋根の屋上部分(ただし、バルコニーを除きます。)」または「乾式外壁仕上げの外壁」のいずれかの部分全体に対して防水に係る修繕工事がなされた場合に、当該防水工事実施部分が防水性能を満たさない場合の保険期間を10年間に延長する特約です。 | ○ |
| タイル剥落に係る特約条項(保険期間5年用) | 保険対象部分のうち「外壁に設置されたタイルが剥落した場合」に保険金をお支払いする特約で、その保険期間は5年間となります。 | ○ |
| タイル剥落に係る特約条項(保険期間10年用) | 保険対象部分のうち「外壁に設置されたタイルが剥落した場合」に保険金をお支払いする特約で、その保険期間は10年間となります。 | ○ |
| 手すり・柵・鉄部に係る特約条項 | 保険対象部分のうち「新設手すり・柵が通常有すべき安全性を満たさない場合(設置工事に由来する瑕疵に起因するものに限ります。)」または「防錆鉄部が通常有すべき安全性を満たさない場合(防錆工事に由来する瑕疵に起因するものに限ります。)」に保険金をお支払いする特約で、その保険期間は2年間となります。 | ○ |
| 給排水管路工事に係る保険期間延長特約条項 | 保険対象部分のうち「給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合」の保険期間を10年間に延長する特約です。 | ○ |

| 特約条項名 | 概要 | 任意付帯 |
|---------------------------|--|----------|
| 太陽光発電設備工事に係る特約条項 | 保険対象部分のうち「電気設備」に「太陽光発電設備」を含める特約です。 | ○ |
| 外壁塗膜担保特約条項 | 保険対象部分のうち「外壁塗膜が著しい膨れ、剥がれまたは割れにより社会通念上必要とされる性能を満たさない場合」に保険金をお支払いする特約です。 | ○ (※) |
| 管路・設備に関する保険対象工事の除外に係る特約条項 | 被保険者が実施した工事のうち、給排水管路、灯油管路、給排水設備、灯油設備、電気設備およびガス設備を保険対象工事から除外する特約です。 | ○ (※) |

※特約を付帯するためには、一定の要件を満たす必要があります。詳細は、弊社までお問い合わせください。

5. 保険期間（保険のご契約期間）について

- この保険契約の保険責任は、保険対象工事を含む工事請負約款で約定したすべての工事を完了した日に始まります。
- 原則として、保険期間は5年間となります。(※)
※特約条項が付帯された場合、保険期間が異なる部分があります。「4.付帯する特約条項およびその概要」をご参照ください。
- 保険期間についての詳細は、取次店または弊社までお問い合わせください。

6. 引受条件（支払限度額等）について

(1) 支払限度額

①1契約につき、保険期間を通じてお支払いする保険金は、お支払いするすべての保険金を合算して次の額を限度とします。

| 1契約あたりの支払限度額 |
|---|
| 1契約あたり1,000万円から5億円の間で、保険対象工事を含む請負契約の請負金額等に応じて決定します。 |

②次の費用については、1契約あたりの支払限度額の内枠で、次のとおりとします。

| 保険金の種類 | 支払限度額 |
|------------|---|
| 事故調査費用保険金 | 1回の事故につき瑕疵の修補に要した費用の10%(この金額が10万円以下の場合は10万円)または200万円のいずれか小さい額を限度に、その実額をお支払いします。 |
| 仮住まい費用保険金 | 1回の事故につき1住戸あたり50万円を限度に、その実額をお支払いします。 |
| 駐車場賃借費用保険金 | 1回の事故につき1車あたり5万円を限度に、その実額をお支払いします。 |

③上記①、②の支払限度額以外に、1大規模修繕工事業者(1被保険者)あたりの支払限度額および保険期間中支払限度額があり、それぞれ次のとおりです。

| 保険金の種類 | 支払限度額 |
|----------------------------|--|
| 1大規模修繕工事業者(1被保険者)あたりの支払限度額 | 同一事業年度(※)に、当該大規模修繕工事業者と弊社との間で締結したすべての大規模修繕工事瑕疵担保責任保険契約およびリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約(以下「大規模修繕工事等瑕疵担保責任保険契約」といいます。)に係る保険金額の総合計額の10%または10億円のいずれか大きい額を限度とします。 |
| 保険期間中支払限度額 | 弊社が同一事業年度(※)に締結したすべての大規模修繕工事等瑕疵担保責任保険契約により保険期間を通じて支払われる保険金を通算して、30億円を限度とします。 |
| 同一事業年度支払限度額 | 同一事業年度(※)の間に弊社に報告がなされたすべての事故に対して支払われる保険金は、弊社が締結したすべての大規模修繕工事等瑕疵担保責任保険契約により支払われる保険金を通算して、30億円を限度とします。 |

※同一事業年度とは、4月1日からの1年の間をいいます。

(2) 免責金額および縮小てん補割合

この保険契約においては、次のとおり、1事故あたりの免責金額および縮小てん補割合が適用されます。

| 保険金の種類 | 1事故あたりの免責金額 | 縮小てん補割合 | |
|--------------|-------------|---------|--------------|
| | | 右記以外 | 瑕疵担保責任不履行の場合 |
| 修補費用・損害賠償保険金 | 10万円 | 80% | 100%(※) |
| 争訟費用保険金 | | | 保険金のお支払い対象外 |
| 求償権保全費用保険金 | 適用なし | | |
| 事故調査費用保険金 | | | |
| 仮住まい費用保険金 | | | |
| 駐車場賃借費用保険金 | | | |

※発注者が宅地建物取引業者である場合は、縮小てん補割合は80%となります。

(3) 支払保険金の計算式

支払限度額を限度として、次の式により算出された額を保険金としてお支払いします。

| | |
|--|--|
| $(\text{修補費用・損害賠償保険金} + \text{争訟費用保険金} - 10\text{万円}) \times \text{縮小てん補割合} +$ | <ul style="list-style-type: none"> ● 求償権保全費用保険金 ● 事故調査費用保険金 ● 仮住まい費用保険金 ● 駐車場賃借費用保険金 |
|--|--|

この「注意喚起情報」は、弊社の大規模修繕工事瑕疵担保責任保険契約について、大規模修繕工事業者および発注者にとって不利益となる事項など、特にご注意ください事項を記載したものです。必ずご一読のうえ、内容をご確認いただき大切に保管くださいますようお願いいたします。なお、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款・特約条項等を十分ご覧いただくことをお願いいたします。ご不明な点については、取次店または弊社までお問い合わせください。

1. 保険料等について

- 保険料等は、お申込を受付けた日の属する月の翌月27日(同日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替またはお振込みによりお支払いいただきます。ただし、当該支払期日の前に現場検査を実施する場合は、現場検査実施日までに保険料等をお支払いいただくようお願いいたします。
- 検査手数料に係る消費税の適用税率が変更となった場合には、その変更により生じた差額を追加請求または返戻いたします。
- 保険始期日の前日までに保険契約の申込みの取り下げを行う場合は、保険料および検査手数料について、弊社所定の費用を控除したうえで返戻いたします。

2. 現場検査について

- 現場検査は、保険契約の締結を目的とした検査であり、保険対象住宅の性能を評価し、表示するものではありません。また、現場検査により、保険対象住宅に瑕疵がないことを保証するものではありません。

3. 事故が発生した場合の手続き

- 事故に該当すると思われる瑕疵を発見した場合には、発注者は直ちに大規模修繕工事業者に、また大規模修繕工事業者は直ちに取次店または弊社にご連絡ください。
- 弊社は、大規模修繕工事業者から通知を受けた後、速やかに必要な調査を実施し、保険金のご請求対象となる場合は、大規模修繕工事業者に所定の事項について記載した書面を弊社にご提出いただきます。正当な理由なくこれらの連絡等がなされなかった場合や書面に故意に事実と相違することを記載した場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- あらかじめ弊社の承認を得ないで修補工事を行ったり、賠償金等をお支払いになったりした場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますので、修補にあたっては必要に応じて弊社とご相談いただきますよう、お願いします。

4. 保険金請求に関する取扱い(大規模修繕工事業者の倒産時等の取扱い)

- 事故が発生した場合には、瑕疵担保責任を負う大規模修繕工事業者が修補等の履行のために要した費用について、弊社に保険金を請求することになります。しかしながら、大規模修繕工事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、発注者が弊社に対して直接保険金の支払いの請求をすることができ、その場合、弊社は、普通保険約款に基づき、大規模修繕工事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲内で、発注者に対して直接保険金をお支払いします。
- この場合の縮小てん補割合は100%(※)となり、保険では支払われない免責金額(自己負担額)については、発注者の自己負担となります。
※ただし、発注者が宅地建物取引業者である場合には、縮小てん補割合は80%となります。

5. 故意・重過失の場合における取扱い

- この保険契約では、保険金をお支払いできない事由のうち「大規模修繕工事業者(被保険者)またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失」により生じた損害については、大規模修繕工事業者に対して保険金をお支払いしません。
- しかしながら、故意・重過失損害担保特約条項が付帯された保険契約の場合で、大規模修繕工事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、発注者に対して直接保険金をお支払いします。
- 故意・重過失損害に対する保険金は「住宅リフォーム発注者等救済基金」からのお支払いとなります。お支払いする保険金の額が「住宅リフォーム発注者等救済基金」の残高を超える場合には、お支払いする保険金の額が削減されることがあります。

【この保険に関するお問い合わせ先】

○本冊子またはこの保険に関するお問い合わせ・相談等や、保険事故が発生した場合については、取次店または弊社までご連絡ください。

(株)住宅あんしん保証

〔一般的なお問い合わせ・ご相談〕

電話番号:03-3562-8122 (受付時間:月～金9:00～17:30)

〔お客様相談室〕

電話番号:03-6824-9095 (受付時間:月～金 9:00～17:30)

〔事故の受付窓口〕

平日 電話番号:03-3562-8121 (受付時間:月～金 9:00～17:30)

休日 電話番号:0120-988-572 (受付時間:土日・祝9:30～17:30)



6. 保険協会審査会への審査の請求について

- 保険対象工事の事故に関する保険金支払いに関して弊社と紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置された審査会(以下「保険協会審査会」といいます。)に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件がありますので、ご確認ください。

【審査を請求するための条件】

- (1) 弊社に事故通知をした日から原則2ヶ月を経過している必要があります。
 - (2) 保険協会審査会への申請料は50,000円(消費税別)となります。(ただし、発注者からの請求の場合の申請料は10,000円(消費税別)となります。)
 - (3) 大規模修繕工事業者の個人情報を含む情報を弊社から保険協会審査会へ提供させていただくことに同意していただく必要があります。
- 弊社は、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

【連絡先】

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口(保険協会審査会に関する専用窓口)電話:03-3580-0338(受付時間:月～金9:00～17:30/土日・祝日、年末年始等は休み)

【ご注意ください点】

※ 保険協会審査会に関する内容以外のご相談は、ここではお受けできません。
※ 保険協会ホームページ(<http://www.kashihoken.or.jp/>)の審査会に関する説明ページからメールフォームに必要事項を入力して問い合わせすることもできます。

7. 住宅あんしん保証が破綻した時の取扱い

弊社の経営が破綻した等により保険法人の指定を取り消された場合には、弊社の保険等の業務はその全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

8. 個人情報の取扱い

- 弊社は、皆様からお預かりした大事な個人情報を以下のとおり取扱います。
- (1) 個人情報の利用目的
弊社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。
① 保険契約の引受の審査および履行(保険金のお支払い)、契約の維持管理
② 本保険契約以外の保険・保証契約・金融制度等の商品・サービス(関連会社・提携会社が取扱う商品・サービスを含む。)のご案内・ご提供や引受の審査およびこれらの業務の履行、契約の維持管理
 - (2) 個人情報の提供
弊社は、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。
① あらかじめ、ご本人が同意されている場合
② 法令に基づく場合
③ 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先(取次店、検査機関を含む)、住宅瑕疵担保責任保険協会、再保険引受先(損害保険会社等)等の第三者に提供する場合
 - (3) 個人情報の委託
個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、取次店・検査機関等に皆様の個人情報を委託します。その場合、個人情報保護の観点から信頼できる先に委託します。
 - (4) 個人情報の取扱い
詳細については、弊社ホームページ(<http://www.j-anshin.co.jp/>)の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

9. 保険証券・保険付証明書は大切に保管を

- 保険契約締結後に大規模修繕工事業者宛に保険証券を、また大規模修繕工事業者を通じて発注者に対して、保険付証明書をお渡しします。保険証券および保険付証明書は、保険契約の内容を記載したものです。必ず、内容をご確認のうえ大切に保管してください。
- 保険付証明書の内容に変更等が生じた場合には、速やかに大規模修繕工事業者にお知らせください。大規模修繕工事業者が倒産等の事由により連絡が取れない場合には、取次店または弊社までお知らせください。

取次店(お問い合わせ先):